

令和2年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年3月19日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 東郷 克己 2番 山崎 敦志
 3番 長谷川崇朗 4番 橋 俊明
 5番 坂口 重良 6番 岩井智恵子
 7番 津村 俊二 8番 矢野 隆行
 9番 田中 陽介 11番 山本 剛
 12番 鈴木 市朗 13番 工藤 義明
 14番 野並 享子 15番 東郷 正明
 16番 北村五十鈴 17番 荒川 泰宏
 18番 立入三千男

不応招議員 10番 稲垣 誠亮

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第2号から議第11号まで、議第13号、議第17号及び議第20号から議第50号まで

(令和2年度野洲市一般会計予算 他42件)

各常任委員会委員長及び特別委員会委員長の委員会審査結果報告、
質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第54号から議第55号まで

(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第14号) 他1件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第1号から意見書第3号まで

(自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書
(案) 他2件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(岩井智恵子君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染がいよいよ滋賀県にも広がりつつある中、市民の皆様におかれましても、十分健康面、あるいは衛生面にもご留意をいただきまして、一日も早い終息を願うばかりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は17人、欠席議員1人。欠席議員は第10番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は2月26日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承承願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出されており、お手元に配付しておきましたので、ご確認をお願いします。

(日程第1)

○議長(岩井智恵子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第13番、工藤義明議員、第14番、野並享子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(岩井智恵子君) 日程第2、各委員長から各委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第2号から議第11号まで、議第13号、議第17号及び議第20号から議第50号まで、令和2年度野洲市一般会計予算他42件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、山本剛議員。

○11番(山本 剛君) 第11番、山本剛です。

去る3月4日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月10日に委員会を招集し、委員1人が欠席のため、委員5人出席のもと、代表監査委員及び説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第20号野洲市公文書の管理に関する条例について審査いたしました。

委員から『処理に係る事案が軽微なものである場合を除き』という表現がされているが、この区分は」との質疑に対し、「日常的な業務の打ち合わせや職員同士の簡単な問い合わせ等のやりとりなどを想定している」との答弁がありました。

また、「ガイドラインはこれからつくられていくのか」との質疑に対し、「令和2年度の早いうちに完成させたいと思っている」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第21号野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について審査いたしました。

まず、執行部から議案説明がありました。

次に、本条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)が本年4月1日から施行することに伴い、改正後の地方自治法第243条の2第2項の規定により、その条例制定を議決しようとするときに、あらかじめ監査委員の

意見の聴取が必要となることから、同法附則第 2 条第 7 項の規定により、議長から監査委員に意見を求めたところ、3 月 9 日付で意見書の提出がありましたことから、久松代表監査委員に意見書の説明を求めました。

意見書はお手元に配付しておりますが、条例により市長等の損害賠償責任の範囲を事前に明示し、一律に責任の一部免責を行うことを可能としているが、免除に関する参酌基準及び免除下限額については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）における役員等の最低責任限度額との均衡を考慮されており、この最低責任限度額は裁量を逸脱、濫用とならないよう、普通地方公共団体が一部免責条例を制定するにあたり、従わなければならない基準である。

そこで、野洲市における市長等の給与額、報酬額や財政規模等の実情は類似団体に比べて著しく異なる状況とは言えず、また近隣市等の条例案制定においても、政令による乗数で提案されており、地方公務員法第 24 条第 4 項の均衡の原則の趣旨との整合も図られている。したがって、野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案では、政令で定める基準と異なる基準を定める合理的な理由は見当たらない。

以上のとおり、「地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）附則第 2 条第 7 項及び第 24 条第 3 項の 2 第 3 項の規定により、野洲市監査委員の合議のもと、監査委員の意見とします」との報告がありました。

その後、議第 21 号及び監査委員からの意見について質疑を行いました。

委員から、「地方自治法の改正に伴い、この条例でうたわれている区分の乗数について、湖南 4 市の場合、この乗数というのは本市と同様か」との質疑に対し、「この条例を提案している市は限られており、湖南 4 市の中では草津市と守山市である。草津市と守山市は本市と同様に参酌基準の額で定めているように伺っている」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第 23 号野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例、議第 24 号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例、議第 25 号野洲市監査委員条例の一部を改正する条例、議第 27 号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する等の条例、議第 31 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第 34 号野洲市まちづくり基本条例の一部を改正する条例、議第 41 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議第 46 号滋賀縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀縣市町村職員退職手当組合同規約の変更についてについて、順次、審査いたしました

が、質疑及び委員間討議はありませんでした。

次に、議第４８号新市まちづくり計画（市町村建設計画）の変更についてについて審査いたしました。

委員から、「現在の合併特例債の金額と今後の使用計画、利用計画は」との質疑に対し、「令和元年度に４，０００万円ほど充当する予定をしている。これは篠原こどもの家の増築工事に対して発行する予定をしており、それを除くと令和２年度以降に発行が可能となる金額は約１億３，０００万円である。これについては、今のところ、新たに整備する発達支援センターの整備事業費に充当する予定をしている」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

以上の１１議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第４１号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。議第２０号、議第２１号、議第２３号から議第２５号、議第２７号、議第３１号、議第３４号、議第４６号、議第４８号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第８番、矢野隆行議員。

○８番（矢野隆行君） 第８番、矢野隆行でございます。

去る３月４日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、３月１１日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告申し上げます。

まず、議第２６号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「永原御殿跡保存活用計画策定委員会の委員定数を６人から８人に２人増やすとのことであるが、その２人はどのような方を予定しているのか」との質疑に対しまし

て、「文化財に関する専門職の方と、また計画には地元の意見も反映させる必要があるため、江部の自治会長の方を予定している」との答弁がありました。

議第26号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第26号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「基金を使って保険料を医療分と後期高齢支援金の部分で引き下げしていこうというのはいいことだと思うが、介護分の部分では引き上げており、トータル的に見ると世帯構成によっては保険料が上がっているということについては、どのように考えているのか」との質疑に対し、「国全体の介護給付費は年々上がってきており、これに伴い、各医療保険者が拠出する介護納付金も年々上がっていくという流れが続いていて、この流れは今後も変わらないと思われる。このような状況から判断すると、本来ならば、介護納付金は毎年引き上げていかなければならないが、基金を活用して、それを据え置きしているということは、40歳か64歳までの方については他の年代の方よりも基金をたくさん活用しているということであるので、今回の介護納付金の引き上げについては、そのあたりも含め、ご理解をいただきたい」との答弁がありました。

議第29号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第29号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「総合体育館のトレーニング室は年間どのくらいの方がご利用されているのか」との質疑に対し、「年間約4万人の方がご利用いただいている」との答弁がありました。

また、委員からの「トレーニング室にある機器の入れ替えを検討しているとのことであるが、現在使用している機器の状況は」との質疑に対し、「現在使用している機器は大半が平成21年に導入したものであるが、メーカーの耐用年数である5年を超えて使用している状況であるため、安全性を考慮し、今回入れ替えを検討している」との答弁がありました。

また、委員からの「条例の施行日を公布の日から起算して12カ月を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日としている理由は」との質疑に対し、「余熱利用

施設がオープンしてから機器の導入や入れ替え等の準備が完了した段階で、条例を施行するためである」との答弁がありました。

続きまして、議第30号について委員間討議を行いました。委員間討議では、委員から、「自分の体にしっかりと自分で筋肉を付けて、寝たきりにならないように健康志向への意識がすごく働いている中、総合体育館のトレーニング室は大変いい施設だと思うが、利用料金が上がって、利用者が減るようなことになれば、これは市民の健康寿命を延ばしていくという市の施策の方向性と逆行しているのではないか」、また、他の委員からは、「トレーニング室を使用されている方の分を使用されていない方が負担するということについて、公平性の観点から、利用料金については受益者の応分の費用負担というものを考慮した上で議論する必要がある」との意見がありました。

慎重に審査した結果、議第30号については、採決の結果、賛成少数により、否決すべきものと決しました。

議第33号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

議第33号では委員からの質疑は特になく、また委員間討議もありませんでした。

慎重に審査した結果、議第33号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「一部負担金として500円をいただくことで年間幾ら見込んでいるのか」との質疑に対し、「770万円を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員からの「この条例が実行されない場合の予算上の影響は」との質疑に対し、「歳出では福祉医療助成の4,100万円を、また一部負担金は770万円を見込んでいるため、仮に一部負担金を取らないとしたら、その分が影響する」との答弁がありました。

また、委員からの「調剤の一部負担の取り扱いについては各診療所等が混乱することはないか」との質疑に対し、「調剤は全て福祉医療を適用させるため、院内処方であっても、院外処方であっても、以下のレセプトに一部負担金が適用され、調剤のレセプトに一部負担金が発生することはない」との答弁がありました。

議第35号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第35号については、採決の結果、全員賛成により、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

議第36号では委員からの質疑は特になく、また委員間討議もありませんでした。

慎重に審査した結果、議第36号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「利用料金について、温水プールが1,000円、温浴施設が700円ということであるが、いずれも利用料金としては高いのではないか。また、温水プールと温浴施設の両方合わせての利用なら、利用料金が1,300円になるということであるが、両方合わせての利用というのは料金面からしても利用が見込まれないのではないのか」との質疑に対しまして、「条例で規定する金額は使用料金の上限額であって、実際に徴収する金額ではない。実際に徴収する金額については、『広報やす』の12月号にも掲載させていただいているとおり、プール、トレーニングルームの利用については、一般が700円、小学生、障がい者は350円、乳幼児、障がい児が無料、温浴施設の利用については、一般が500円、小中学生、障がい者が250円、乳幼児、障がい児は無料、プール、トレーニングルームと温浴施設の両方合わせての利用については、一般が900円、小中学生、障がい者が450円、乳幼児、障がい児については無料を予定している」との答弁がありました。

議第37号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第37号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市余熱利用施設）について審査いたしました。

議第43号では委員からの質疑は特になく、また委員間討議もありませんでした。

慎重に審査した結果、議第43号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第50号第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について審査いたしました。

委員からの「子どもの人口の推計について、計画では令和6年の393人まで出ているが、この先の子どもの人口の推計については読んでいるのか」との質疑に対し、「数値的などころは計算式により出てくる」との答弁がありました。

また、委員からの「計画には必要に応じ認可保育施設を開設する新規事業者の参入を検討するとあるが、この時期はどのように考えているか」との質疑に対し、「早期に新規事業者を確保できるよう努めているところであるが、土地建物を整備するには一定の時間が必要であることなど、実態としては大きな課題があるというような状況である」との答弁がありました。

また、委員からの「保育園の利用状況の推移を見ていると、三上保育園だけが90人の定員に対して69人とされているが、三上保育園への入園を希望すれば、必ず入れるという状況か」との質疑に対し、「これは三上保育園全体としての定員であり、保育園ではそれぞれの年齢区分ごとに定数があるため、保育園全体としての定数に空きがあったとしても、希望する年齢区分の定員に空きがない場合は保育園全体としての定員に空きがあっても入園していただくことはできない」との答弁がありました。

議第50号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第50号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 皆さん、こんにちは。第9番、田中陽介です。

去る3月4日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第22号野洲市商工業振興基本条例について審査いたしました。

委員から、「市内の小さなお店がなくなり、大規模店舗が増えていくが、そういった中で、これから市の役割や責務で進行管理を行うとあるが、計画の中で進め方というのはどのように考えているのか」との質疑に対し、「商工業振興基本条例が認められたら、令和２年度に商工業振興基本計画を策定する。その中において、委員会を設置し、事業者、経済団体、金融機関他、市民の代表、市民活動団体の代表や学識経験者も入れ、議論を進めていく予定である」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第３２号野洲市墓地公園整備基金条例の一部を改正する条例、議第３８号野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例、議第３９号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、順次、審査いたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

次に、議第４０号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「現行の民法の第４０４条に定める法定金利は年５％の割合だが、民法４０４条ではこれから何％になるのか」との質疑に対し、「４月１日から３％になる。ただし、３％としないのは３年ごとに見直しがあるためである」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第４４号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市農村環境改善センター）についてを審査いたしました。

委員から、「引き渡しの日から令和２４年３月３１日までという指定期間があるが、この指定期間の根拠はどういう根拠か」との質疑に対し、「その最終の期間については野洲クリーンセンターの稼働期間が令和２４年３月末までであり、それと同じ期間ということで運営期間を設定している。指定管理者の指定管理期間も同等ということで位置付けをしている」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第４５号相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについてを審査いたしました。

委員から、「今、新たに相互救済事業の委託についての議決であるが、従来、今日まではどのような現状か」との質疑に対し、「平成３０年、平成３１年も、この公営社団全国公営住宅火災共済機構に委託をしていた。それまでは総務課が所管する火災保険に入っていたが、総務課で加入している保険よりもこの機構の方が掛金が安いというメリットがあり、

保険の掛け替えをした。また、これまで地方自治法の第263条の2を根拠とした、議会の議決を求めることが欠けており、今回改めて議決をお願いするものである」との答弁がありました。

また、「日時、何月何日、公布後など、期日を規定せずともよいのか。契約した段階から委任ということになるのか」との質疑に対し、「平成29年2月、総務課でも同じ相互救済事業についての議決を求めているものがあり、同じ地方自治法の規定により、議会の議決を求めているが、これについては、請負工事につき議会で議決を求めているのと同じで、今回、委託についての議会の議決をお願いしたい。記述等は必要ない」との答弁がありました。

委員間討議はありませんでした。

次に、議第47号市道路線の認定及び廃止について、議第49号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）について、順次、審査いたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

以上の9議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第49号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。議第22号、議第32号、議第38号、議第39号、議第40号、議第44号、議第45号、議第47号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。
○議長（岩井智恵子君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、野洲市民病院整備事業特別委員会委員長の報告を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。

去る3月4日の本会議におきまして、野洲市民病院整備事業特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日に委員会を招集し、委員1人が欠席、遅参委員1人を含む委員16人の出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告をいたします。

まず、議第13号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第13号）について審査いたしました。

委員からも質疑がなく、委員間討議を行いました。

委員から、「退職慰労金として、労働者の生活を守るということで支出したことに対して、市民の理解は得られると思う。訴訟を起こすことによって、逆に市がなぜそんな訴訟を起こすのかということになるのではないか。統制はコンプライアンスというような正論だけを振り回すだけではいかなものか」との意見に対し、「医療法人社団御上会と市立野洲病院とは別に考えなければならない。税金を貸し付けていたわけで、それを適正な手法で清算されることは大事である。また、訴えは清算人等に起こすもので、職員に対してではない。法律制度にのっとった形で支援していくことが筋である」といった意見や「心情的にはよくわかるが、法治国家の中で議会議員として、清算人がすべきではないことをしたことに對して司法に判断を求めるもので、それを踏まえた上で議案を審議することが我々の仕事である」、また、「市民に対して税金が無駄遣いされるという意見も出ると思うので、コンプライアンスを守る意味では、市として訴訟で決着を付けることですっきりとした形がとれる」といった意見がありました。

また、本件に関しては、「市は裁判をする前に、もう少し誠実に丁寧に話し合いができたはずで、余りにもわかりにくい伝え方が問題だ。簡単に裁判に持っていわずに、話し合いをして、もう一つ段階を踏むべきであり、問題がある」との意見に対し、「市が清算人に伝えた責任を持って判断をして下さいという、その判断自体を清算人が誤っていたから、このような訴訟の提起になっているのであって、その判断を清算人が適切にされていれば、このようなことにはなっていない。どこまでが労働債権として認められるものなのかというところが大きな問題である」との意見がありました。

また、「これは心情的でなく、6月末での野洲病院の解散までに職員に夏のボーナスが支払われていないことに対し、支払ってほしいという要請が起きていたという問題がある。また、弁護士から提出された意見書において、市が清算人に対して損害賠償請求をされたら、清算人から職員に対して、本件退職慰労金の返還要求がされる可能性もあると記載されており、これも問題である」などの委員間討議を繰り返しました。

続いて、第17号令和元年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）、次に、議第28号野洲市特別会計条例の一部を改正する等の条例について、順次、審査いたしました。質疑及び委員間討議はありませんでした。

続いて、議第42号訴えの提起について審査いたしました。

委員から、「市から職員に対して代位弁済は求めないことは理解できるが、弁護士からの意見書にあったように、清算人等が退職慰労金を支払った方々に対して返還を求め、訴えられた場合、市はどこまで責任を持てるのか」との質問に対し、「市が依頼した弁護士は清算人個人に損害賠償を求めた場合、清算人等が支払いを受けた職員に返還を求める可能性があるとの見解だが、専門家にも全く同様の意見があり、仮に返還請求があった場合で、職員が知らない場合、これは訴訟になる可能性はある。公務の職員にマイナスの被害が及ぶことは最小限にできるとしており、仮に職員側が敗訴した場合には市議会の議決は必要になるが、離職防止や資金の公平の観点から、その分を市が何らかの措置ができないか別途検討している。二重、三重のセーフティーネットを張った上で当初から取り組んでいく」との答弁がありました。

また、「2月13日の野洲市民病院整備事業特別委員会において、市長は本件に関して、今、起こっている裁判への影響を言われたが、あのかのときの発言の趣旨を問う」との質疑に対し、「まず清算をしようと思ったら、債権放棄をする予定であると言わない限り、清算行為に進めない。だから、最大の金額を債権放棄する予定ということで進めてきた。それを見越して、それよりも先に訴訟が起こっていた。全ての債権放棄をするなということで、市としては、正当であれば債権放棄をする予定であったが、市が依頼した弁護士がこの退職慰労金名目の支出については正当ではないので、損害賠償請求の余地があるという意見書が提出され、正当な残りの債権は放棄するが、問題ありの債権と言われた場合は、市としても債権放棄の対象とならないということを行ったわけで、何の問題もない」との答弁がありました。

また、「市と御上会とが結んだ譲渡契約は労働者にとって不利な協定を結んでいるとも言える。市と御上会の関係で、一切の労働債権は継承しないとなっている。今回、こんな形で、全部ではなく、違った形で問題放棄する方法があったと思う。こんな訴訟は起こすべきではなく、コンプライアンスだけで出してくるのか」との質疑に対し、「労働債権を引き継がないというのは職員は全員御上会を退職して、試験を経て、市職員に新規採用となっているから、労働債権は負わないというのは当然のことである」との答弁がありました。

次に、委員間討議を行いました。

委員から、「8月20日の議事録が残されており、慰労金を御上会が支給するかどうか、野洲市としては判断できないとあり、次に退職慰労金の支給にあっては関与しない、関わ

らないと書かれています。市の判断で一番大きな問題で、御上会として責任を持って支給の可否を決定いただきたいというのが最終のところである。また、市の職員の方に払われていなかった一時金についての要求、要請、要望が出ていたということは考えてもらいたい。これらのことからこの訴えはするべきでない」との委員間討議がありました。

以上の4議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第13号、議第17号及び議第42号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第28号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、野洲市民病院整備事業特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告いたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、野洲市民病院整備事業特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。

去る3月4日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月10日、11日、12日に各分科会を、また17日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第2号令和2年度野洲市一般会計予算、議第3号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第4号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第5号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第6号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第7号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第8号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第9号令和2年度野洲市水道事業会計予算、議第10号令和2年度野洲市下水道事業会計予算、議第11号令和2年度野洲市民病院事業会計予算。

以上10議案を議題として、3月17日の予算常任委員会では各分科会に分担いたしました。令和2年度予算案が詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行

われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

総務分科会長報告では、コミュニティバス運行費で、委員からの「運行バスの延長について予定時期と内容はどうか。また、そのダイヤ表の配付時期はいつか」との質疑に対し、「時期については、温浴施設の開設日に合わせて行う。今回、拠点を市役所から総合体育館に変更し、可能な範囲で再編成を考えている。ダイヤ表配布は6月を予定している」との答弁の報告がありました。

災害対策事業費で、委員からの「防災ハザードマップ地震編作成委託業務が計上されているが、地震編以外のハザードマップは何があるのか。市民への配布時期はいつか」との質疑に対し、「今回、道路河川課で野洲市洪水内水ハザードマップ作成業務が予算計上されており、今回、地震編も予算計上させていただいた。令和3年に各家庭に配布する予定である」との答弁の報告がありました。

また、「災害時、防災行政無線が聞こえないということもあるので、個別の機会を全戸配布することについて予算段階で検討をされたことがあるのか。また、FMを利用することも検討されたことはあるのか」との質疑に対し、「今回、単なる機器の更新だけでなく、文字配信によって、防災アプリ、メール配信サービス、LINE、電話、ファックス等連携する機能もあるものにした。また、防災アプリはプッシュ通知、音声合成再生、強制音声再生、避難所、避難者情報、安否確認等の機能を有し、一番効率的な予算を検討した結果の予算計上となった。FMの利用については検討したが、今回の予算計上より、予算は上回るので、今回は見送った」等々の報告を受けました。

文教福祉分科会長報告では、社会福祉事業費、社会福祉事業総務費で、委員からの「避難行動要支援者避難支援登録システム保守委託料と同システムリース代とあるが、そのシステムへの要支援者の登録は完全な形で完了しているのか。また、その登録データは各自治会に提供し、各自治会において活用できるような仕組みになっているのか」との質疑に対し、「市が要支援者として把握しているそのデータについては、全てシステムに登録しているが、各自治会で個別に要支援者として把握しておられる人を登録するまでには至っていない。今現在、登録データを提供しているのは、市の登録制度に取り組むことに手を挙げていただいた7自治会のみであるため、今後、その数を増やしていきたい」との答弁の報告を受けました。

予防接種事業費で、委員からの「今年10月からロタワクチンが定期接種化される。ロタワクチンは2種類あるが、これはどちらを受けてもよいのか。また、ロタワクチンはヒ

ブクチンや小児肺炎球菌ワクチンと同時接種しても問題はないのか」との質疑に対し、「2種類のロタワクチンのうち、いずれのロタワクチンを接種するかは各医療機関において判断しているため、受診した医療機関により異なることもあるかと思う。具体的な運用等については国で定められた内容をもとに、医師会と協議する予定であるため、現時点ではお答えができない」との答弁の報告を受けました。

教育費で、委員からの「中主小学校や野洲北中学校における大規模改修や増築に係る設計については、現場の先生や保護者の意見を聞きながら進めてきたものか」との質疑に対し、「設計は現場の先生等も意見を吸い上げ、反映させたものである。もちろん、これまでにPTAに対しても数回の説明を行い、ご意見をいただく場も設けている」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「総合体育館の改修工事や温水プールの解体撤去工事の中には、敷地内の波打っている通路の改修工事等も含まれるのか」との質疑に対しまして、「今回の大規模改修については、建物だけではなく、周辺部分も含めて改修する方向で基本設計を進める予定である」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第3号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について審査いたしました。

委員からの「出産育児諸費事業費における出産育児一時金の予算について、母子手帳の交付に係る予算がその交付の推移に応じて減らされる一方で、出産育児一時金の予算が減らされていないのは何か理由があるのか」との質疑に対し、「令和2年度、出産一時金の予算については、令和元年度の決算見込みから判断したものである」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第4号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について審査いたしました。

委員からの「後期高齢者が納める保険料が年々増加していくことについて、どのような見解を持っているか」との質疑に対し、「高齢化が進むに伴い、1人当たりの医療費も伸びているため、後期高齢者医療制度が今後も安定して継続できるよう国には要望しているが、国には全国市長会等を通じて、国が受け持つ負担部分を引き上げるように要望しているが、医療保険事業であるということを考えると、後期高齢者医療制度の被保険者である後期高齢者の方についても一定のご負担をいただくことはやむを得ないものだと考えている」との答弁の報告を受けました。

続いて、第5号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算について審査いたしました。

委員からの「今年度予算においては、この2月補正で介護サービス費が減額されており、また新年度予算においては、地域密着介護サービス費が前年度当初予算に比べ7,500万円減額されているが、これは介護サービス費が抑制されているということではないのか」との質疑に対し、「令和2年度の予算は給付費全体で令和元年度の決算見込みに対して、9%の増で予算を見込んでおり、いずれの介護サービスについても令和元年度の決算見込みに対して増となるような予算となっていることから、今年度に比べて給付を抑制するような予算になっていない」との答弁の報告を受けました。

環境経済建設分科会会長報告では、廃棄物最終処分場費で、委員からの「蓮池の里第2処分場の埋立期間はいつまでか」との質疑に対し、「令和16年度末である」との答弁があり、「跡地の利用の検討は行っているか」との質疑に対し、「実質的な検討にはまだ着手していないが、前倒しで検討していく」との答弁の報告を受けました。

道路151について、委員からの「市道路面性状調査及び舗装修繕計画策定委託は何年間ごとか。今度初めてするのか」との質疑に対し、「路面性状調査については、平成27年度にまず主要道路をメインに、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路等含めて、18路線の路面性状調査を行っており、この調査結果に基づいて、年次計画的に舗装の修繕工事を実施している。今回は幅員が4メートル以上の道路を改めてもう一度路面性状調査を行うことで、国からの交付金を活用でき、道路の舗装の修繕工事を実施する」との答弁の報告を受けました。

次に、議第6号令和2年度野洲市築墓地公園事業特別会計予算における歳出及び関係する歳入について審査を行いました。

委員からの「以前の議会で公園自体の整備予算が行き届くのが難しいという話があったが、合葬墓の予算も入ってきた中で行き届くようになるのか」との質疑に対し、「合葬墓も同様に管理料をいただくもので、より一層整備を充実させる」との答弁の報告を受けました。

次に、議第7号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算における歳出及び関係する歳入について審査を行いました。

委員からの「野洲市が事務局となっているが、3市が受託している事務局を持ち回る話は全くされていないのか」との質疑に対し、「野洲市、栗東市、守山市の3市の代表市として、自治法上の受託を受けて、現在行っている。受益面積についても、栗東市と守山市の

合計より野洲市が広いと、担当者レベルでは協議しているが、持ち回りは難しい状況である」との答弁の報告を受けました。

次に、議第 8 号令和 2 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算における歳出及び関係する歳入について審査を行いました。

委員からの「地域開発事業債の償還はいつまで続くのか」との質疑に対し、「令和 6 年度までである」との答弁の報告を受けました。

次に、議第 9 号令和 2 年度野洲市水道事業会計予算における歳出及び関係する歳入について審査を行いました。

委員から、「自己水と県水との比率はどれぐらいか。また、責任水量はどうなっているか」との質疑に対し、「自己水と県水の比率は今年 1 月の時点で、自己水が 48.6%、県水が 51.4%である。また責任水量はクリアしており、未達水量はない」との答弁の報告を受けました。

次に、議第 10 号令和 2 年度野洲市下水道事業会計予算における歳出及び関係する歳入について審査を行いました。

委員から、「上水道の給水戸数と下水道の配水戸数の差の説明を求める」との質疑に対し、「戸数の差については、水道を使わずに井戸水などが使われて下水道に流されておられるという企業や家庭がある」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について、委員間の討議はありませんでした。

採決について、議第 2 号から議第 5 号まで及び議第 11 号の 5 議案については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第 6 号から議第 10 号までの 5 議案については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

（「全員により」「賛成」の声あり）

○ 4 番（橋 俊明君） 全員賛成により、間違えませんか。申しわけございません。全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○ 議長（岩井智恵子君） ちょっと待って下さい。暫時休憩します。

（午後 1 時 58 分 休憩）

（午後 1 時 59 分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○4番（橋 俊明君） 1カ所、修正をさせていただきます。1ページの議第11号でございますけれども、「令和2年度野洲市病院事業会計予算」でございますけれども、私が間違っ
て「令和2年度野洲市民病院事業会計予算」と申し上げましたので、訂正させていただきます。

○議長（岩井智恵子君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで、議第13号、議第17号及び議第20号から議第50号まで、令和2年度野洲市一般会計予算他42件について、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、議第3号、議第4号、議第5号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 野並享子です。

議第3号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

平成30年度から国保は県単位にされましたが、構造危機打開どころか、国保加入者の負担増となる仕組みがつくられました。また、令和6年度の早い時期に保険料の統一化を計画しています。さらに、国ではマイナンバーカードの導入促進で管理の強化を図ろうとしています。広域化で、市町村からの一般会計繰り入れ廃止と市町村の職員の人件費の削減を目的としており、無慈悲に保険料を徴収し、機械的に給付する保険機関にし、住民福祉の機能をなくしていくことにあります。

広域化で高過ぎる保険税を下げることはできず、低所得者が多い構造的な問題の解決ができないことも明らかになっています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方公共団体は加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造的な問題として、国保を持続可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張し、全国知事会でも1兆円の公費負担を求めています。来年度予算では6,400万円の基金を使い、国保税を引き下げ

られることに対しては評価いたします。しかし、介護納付金がそれ以上に引き上げられるため、40歳から64歳までの方は確実に値上げになります。

野洲市では、28.6%の2,698人が影響を受けます。恩恵を受けられるのは40歳以下と65歳以上から75歳以下の方です。社会保障制度の抜本的な改革が求められます。また、国保には、所得割、均等割、平等割がありますが、赤ちゃんが生まれれば、均等割の3万7,897円が加算され、子どもが多い家族ほど保険税が増えるため、市によっては均等割を廃止しているところがあります。せめて、子育て世帯には均等割はやめるべきです。負担は能力に応じて、給付は必要に応じてであるべきで、日本医師会などの医療関係者も国民皆保険制度を守るために低所得者の保険税を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

1961年から始まった国保会計への国庫支出金は1983年頃までにはどの自治体も6割近くとなっていました。しかし、1984年の国保法改悪以降、医療費の50%としていましたが、その後、給付費の50%になりました。医療費と医療給付費とは違います。給付費は7割。7割の50%で35%、その後、国庫は給付費の43%になりましたが、国保に対する国の財政支援はどんどん減ってきているわけです。その減った分が国民健康保険税の負担増となっています。医療費の50%に戻すべきです。広域化としても、問題の解決にはなりません。制度の抜本的な見直しで払える保険税にしていくことを求めます。

さらに、今、コロナウイルスが流行し、不安が広がっています。風邪の症状があればすぐに医療機関に行ってほしいです。早期発見、早期治療が絶対必要です。現在、コロナウイルスの検査については、国保の資格証明書の方でも保険適用するとしています。風邪の症状だけなら10割負担です。全ての方に保険証を交付すべきです。改善を求めます。

以上、令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論といたします。

議第4号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は75歳以上を切り離して、別立ての保険制度にすることであります。団塊世代が75歳になる2025年にはピークになることが予想され、国保から切り離しました。また、社会保険の扶養家族からも切り離し、さらに療養報酬の基準を低くしたために差別医療とも言われています。また、特定健診については、慢性疾患がある人は外されています。75歳以上の健診については、厚労省は「必要なし。金をかけるな」であります。しかし、各地の運動に押されて、努力義務として認めました。

一方で、厚労省は、75歳以上は糖尿病や高血圧の薬、コレステロールを下げる薬を飲

んでいる人は健診を受けなくてもいいという指示を出しました。市はレセプトを見て、それらの方を除いて健診をお知らせしています。そのため、それ以外の疾病を発見することはできない状況となっています。来年度予算資料においては、年々、保険者は約300人ぐらいずつ増え、昨年9月で6,463人です。県の広域連合に支払う納付金のうち75歳以上の方が納めるお金が5億3,581万円で、1人当たり平均8万2,905円となります。前年度予算に比べて約7,000円ぐらい増えています。広域連合では基金も使い、引き上げを抑えることが行われるようですが、年々引き上げられる傾向です。軽減8.5割、8割、5割、2割などありますが、年金150万円の方で14万369円の保険料であります。年金の1割近くが保険料です。

さらに、医療機関の窓口では1割負担です。今、国が全世代型社会保障で2割負担が検討されています。既に住民税課税所得が145万円以上の方は3割負担になっています。さらに、介護保険料があります。年金150万円の方なら第7段階であり、9万3,288円、合計で23万3,657円となり、社会保障の負担金で15.6%ということになっています。マクロ経済スライドで年金は下がり続け、さらに消費税が10%に引き上げられ、生活費はどんどん削られてきています。

税のあり方が問われています。アメリカへの思いやり予算や兵器の爆買い、米軍再編経費など、毎年増えて5兆3,133億円になっています。一方、社会保障費は自然増の削減が1,200億円、保育の無償化による国の負担分は3,410億円ですが、地方自治体の負担分は5,448億円となっており、無償化により待機児童が増え、地方自治体は大きな負担になっています。

これまで32年間の消費税は424兆円ですが、法人3税の減税が306兆円、多くが大企業の減税に回りました。大企業には減税が行われ、アベノミクスで内部留保は130兆円増え、456兆円になっています。所得の再配分を基本に税の取り方、使い方を変えない限り、いびつな社会構造になっています。

日本共産党は、根本的な転換を国に求めています。地方自治体からも声を上げていただくことを求め、反対討論といたします。

議第5号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算に対して、反対討論を行います。

来年度予算においては、介護保険料が国や県の負担金において第1段階、第2段階、第3段階が軽減されます。第1段階で1,248人の方に対して、前年に比べ5,382円減額されて2万1,528円になります。第2段階で817人の方に対して8,970円

削減され、3万5,880円になります。第3段階で798人の方に対して1,794円が減額され、5万232円になります。

しかし、根本的に介護保険料が高いです。昨年の9月議会の答弁で、収入未済の方が94人おられ、そのうち第1段階で21人、また不納欠損も36人おられ、そのうち第1段階が10人です。生活保護や福祉年金を受け取っている方からも保険料を徴収する制度であります。

厚労省は、2019年12月に第8期介護保険制度改定に向けて、介護保険制度の見直しに関する意見を提示いたしました。高額介護サービス費と施設入所の食費、居住費の負担増を打ち出しています。実際には法改定の必要はなく、国会審議にも付さず、21年度からの施行を狙っています。また、低所得者の入所の食費、居住費を本人収入120万円を超える場合は自己負担を2万2,000円増やし、サービス利用料、保険料合わせ月8万1,000円の負担になり、年金収入のほとんどを施設利用に充てなければなりません。補足給付の対象となる預貯金等の資産要件も、単身1,000万円から600万円、500万円に引き下げられます。また、財務省の建議では利用者負担を原則2割負担にすることを含め、改革の項目は3年前にも議論をされたもの、確実な処理をと求めています。

これ以上の負担増、給付削減は、高齢者にも、また支える現役世代にも痛みを押し付けるものです。制度の根本的な改革が必要です。

高齢者が安心して老後が送れることが何よりも求められています。市の来年度予算においても、高齢者と共に決算見込みで9%増を見込んで、42億6,300万円となっています。在宅介護サービス給付費は、決算ベースで5%増を見込んで15億2,000万円、施設介護サービス給付費は決算ベースで14%増を見込み12億5,200万円となっています。1号被保険者の保険料は、前年に比べ5,100万円のマイナスになっています。これは低所得者の保険料軽減があったためと思いますが、それでも9億6,700万円の負担です。

誰もが高齢になります。誰もが寝たきりになろうとは思っていません。誰もが憲法25条に基づき、健康で文化的な生活が送れるように願っています。日本共産党は、個人の尊厳が守られる社会をつくるために頑張っています。市も制度の矛盾を容認するのではなく、改善を求められることを求め、反対討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第13号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第13号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第13号）に対しまして、反対の立場で発言いたします。

令和元年度野洲市一般会計補正予算（第13号）は、議第42号の訴えの提起について訴えを行うもので、訴訟を行うことそのものに強く反対するものです。旧野洲病院において、夏のボーナスが支払われないことに対して、滋賀県医療労働組合からの質問状で、支払い要望が令和元年6月末、すなわち旧野洲病院解散までに出されていた事実があります。このことは紛争の事実が継続していたと捉えられます。その後、解散後の清算人側から、回収見込みが好転したため支払いを行いたいと市にも相談があり、市の返答は清算人側で責任を持って行われることで、市としては関与しないことが表明されています。しかし、慰労金の名称で清算人が支払い決定したことが法に触れるのではとの疑義から、弁護士への調査結果、出された意見書をもって訴訟を行う提案が出されてきました。

今日まで私たちが何度も主張を繰り返したこと、つまりその意見書では紛争が継続されていた事実認定が無視されています。意見書には、さらに支払いを受けた職員たちを不安に陥れる文面、損害請求された清算人から、元職員らに対して返還請求がなされる可能性があるとの内容まで記載されています。

以上の内容経過を踏まえ、今後の病院運営を考え、慎重に判断すれば、訴訟費146万円を支出しようとする補正予算には反対をいたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、議第30号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第30号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、原案に対して、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、総合体育館にあるトレーニング室の使用料を改定する内容であります。現在、一般の方、1回の利用を200円から400円に、倍の使用料にすることと高校生以下の使用料を200円から400円にし、定期券を廃止、回数券も同額ですが、使用料を倍にするため、これまでの半分しか使えないということであります。

質疑の中で明らかになったことは、これまでの利用者は年間4万人であり、トレーニング室の収入は約500万円だった。事業の2分の1を受益者の使用料で賄い、半分を市の負担とするなら1,000万円の事業費になります。収入の500万円でリース代や光熱費や人件費を賄うというなら、市の事業ではなく、民間の営利目的の発想です。これまで

学童の保育料を決めるときも、市の負担分を2分の1で算出されていたのではないのでしょうか。中高年が健康保持のため、筋肉トレーニングに行っておられ、行列ができるほどの事業です。健康寿命を延ばすために市民が自分で筋トレを行うことは奨励すべきであり、ひいては介護保険の利用者を抑えることができ、介護保険の負担金の減額にもなり、一石二鳥であります。

この使用料を倍に引き上げる根拠がありません。市の施設であり、職員の人件費や光熱水費もかかっていると考えますが、市に新たな機器を導入してもリース代は約400万円になると言われました。年間4万人、1週間で800人が利用される、行列ができるほどの事業であり、順番がなかなか回ってこないため、諦めて民間のトレーニング教室へ行ったということも聞きます。安価で多くの市民に利用していただける方が高齢化社会に突入する現段階では得策と考えますし、中学生、高校生にも大いに利用してもらえと考えます。よって、今回の使用料の引き上げに反対をいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、議第35号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 議第35号野洲市福祉医療費助成条例に対して、賛成の立場から討論を行います。

全国的には8割を超える自治体で中学校3年生までの子どもの医療費助成が行われ、無料化が実現しています。野洲市でもこれまで子どもの医療費無料化に向けて運動が続けられてきました。2014年には請願書と5,800筆の署名が提出されましたが、願いがありませんでした。今回、ようやく2021年4月から小学校3年生までではありますが、無料化の運びとなり、子どもたちのお父さん、お母さんからは大変喜ばれています。

しかし、今回の条例改正では1セプト500円の自己負担となっています。既に小学校3年生まで実施されている草津市でも同様になっており、守山市や栗東市でもおうみクラウドで一律に合わせられようとしています。野洲市がこの4市の中で最初に1セプト500円の負担をなくせば、湖南4市での1セプト500円負担もなくす方向で進んでいくのではないかと思います。

今回の福祉医療費助成条例の改正により、まずは小学校3年生までの福祉医療費助成が実現することを評価します。子どもの医療費については、全国自治体で住んでいるところによって差異が生じていることから、本来なら、国が本制度を創設すべきですが、市としても、国の施策を待つのではなく、子どもの医療費助成をさらに拡充されることを期待し、議第35号野洲市福祉医療助成条例に対しまして、賛成討論とします。

○議長（岩井智恵子君） 第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第35号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、原案に対して、賛成の立場で討論いたします。

議員になった7年前、まだ何もわからない1年生議員の私に野田自治会の方が声をかけて下さったのです。「野田は毎月就学前の子どもを持つママたちが集まって、子育てサロンをしているから、顔出したら」「はい」と答えたものの、とにかく参加させてもらおうと、それから毎月参加して、20人ほどの小さな子どもたちと半日、一緒に楽しく遊びました。そして、半年が過ぎたころ、随分仲よくなったママたちとの何気ない会話の中で、ある1人の女性が「北村さん、私、もう1人子どもを産もうか悩んでいる。野田は3人兄弟のおうちが多くて」「そうなんですか」「でも、野洲は医療費助成がねえ」。そこからママたちと共に闘う日々が始まりました。

まず、議会事務局に相談すると、「請願という制度があるから話し合ってみたら」と教えてもらい、早速、ママたちと意見交換会を何度もしました。そうするうち、野田の自治会として提出しようと、自治会長をはじめ、多くの住民が助けて下さり、私は紹介議員になり、何とか1度目の請願を提出しました。

そして、議会で可決。しかし、執行部からは財源がないと、あつけない答弁でした。それでもママたちは諦めきれず、また2年後、2度目の請願を提出、可決。しかし、またも高い壁は財源でした。請願は、憲法で保障された国民の基本的権利です。そこで、これでは憲法で約束された請願が軽んじられていると決議を提出。これも可決。それでも市は動いてはもらえませんでした。

子育てしている若いご家族の生活費は厳しく、兄弟が増えると喜びと同じく生活費も増え、医療費の負担は大きくなりました。それは熱の出た具合の悪い我が子を病院に連れていけない選択肢はなく、生活費の中でも始末、我慢できる家計費ではないのです。

今回、提出されている第二期野洲市子ども・子育て支援事業の中でも、野洲市で子育てしにくい理由の一番は医療費助成制度が充実していないからでした。でも、市の対応は決議後も国の施策ですの方がいい。財源もない。湖南4市横並びという答弁は変わりませんでした。そんなときに都市計画税が議題に上がり、その振替財源で医療費助成が整うことになったのです。都市計画税は、今でも反対の私には複雑ですが、500円という自己負担額も複雑ですが、それでも今回の前進は心からうれしく、感謝しかありません。これま

での道のりは、野洲市議会の党派、会派を超えて、また高橋健康福祉部長をはじめ、瀬川前部長及び歴代同部局部長と、それは何度も何度もバトル、ディスカッションさせていただき、懐かしい思い出です。

あのころ、遊んでいた子どもたちはもう随分大きくなりましたが、野洲市にとって、いつの時代も、赤ちゃんは天使、子どもたちは宝物です。そして、子育ては毎日の生活であり、生活の中の医療費は子どもをもう一人と望むか望まないかに反映するほど大きな生活費になります。きっと今回の制度を多くのママ方たちが喜び、今も中継の向こうでエールを送って下さっていると思います。そしてきっと、もう一人産もうと決意なさって下さるママたちが必ず増えると信じております。

今回の医療費助成改正はオール議会で勝ち取った制度改正だと思いますので、どうか議員の皆様全員の賛同をどうぞよろしくお願いいたします。今日という日まで7年かかってしまいましたが、こんなうれしい賛成討論ができたことを、市の英断に感謝して、私の賛成討論とします。

○議長（岩井智恵子君） 議第37号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第37号野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例、原案に対して、反対の立場から討論を行います。

余熱利用施設の温水プール、温浴施設の利用料の上限を決める条例です。温水プールは一般1,000円、温浴施設は700円、両施設利用は1,300円とする条例です。しかし、12月の広報に温水プールの利用料は、一般700円、小中学生350円、温浴施設は、一般は500円、小中学生は250円、温水プール、温浴施設の両方利用で900円、小中学生450円というのが書かれていました。市民の方がこの金額を見て、高いということを言われています。また、トレーニングルームの利用することがセットになった料金設定であり、ばらばらで設定してほしいということも言われています。これまでの温水プールは600円でした。それが700円になる、またトレーニング室だけを利用されている方は200円が700円になり、これでは高過ぎて利用できないということです。委員会質疑で明らかになったことは、温水プールとトレーニングルームとはセットで提案されているので、切り離すことはできないということでした。

PFI事業に来年度予算でも7,600万円の委託料を支払います。7月オープンですから、8カ月分です。1年だと1,100万円から委託料を出すことになります。利用者

が増えれば、収益はPFI事業者のもうけであり、収益は増えます。高額で利用者が行きにくくなるのではなく、これまでと変わらない料金設定で利用者を増やすようにした方が得策ではないかと考えます。市民が利用しやすいように利用料の引き下げを行うべきです。

体育館のトレーニングルームでは、65歳以上は100円と減額があります。旧の温水プールでもげんきカードの方が減額がありましたが、この余熱利用の施設では小中学生や障がい者は半額、就学前の幼児は無料などの規定はありますが、65歳以上の高齢者への減額もありません。このような状況の中で、高齢者への減額やトレーニングルームの利用料について別立ての料金体系にすべきであります。多くの市民が利用して下さることが市民への税金の還元であります。7月のオープンまで時間もあり、再考を求め、反対討論いたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、議第42号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第42号訴えの提起について、反対の立場で発言いたします。

先ほどの議第13号の反対討論、また議案質疑でも質疑させていただいた主張と重複しますが、過去、旧野洲病院で、たとえ運営内容に問題があったとしても、旧野洲病院解散後の清算人は夏のボーナス不払いという紛争解決に業務清算において、当初予測より好転したことを受け、職員に対して支払いが行われたものです。市も当初予定された以上の回収ができ、令和元年7月1日から野洲市民病院の職員として頑張っておられる方々も、一層士気が上がった中で病院利用者も安心しておられます。本当に三方よしが実現できたのではないのでしょうか。

そもそも働く人たちにとりましては、毎月の賃金と夏、冬のボーナスは年間の生活給として認定されています。解散前の夏のボーナスが支給されなくなりましたら、職員の生活設計は根本から崩れ、大変苦しい事態を招きかねません。だから、滋賀県医療労働組合からも支払い要望も出されてきました。清算人の支払いが法に抵触するとする依頼弁護士からの意見書のみに基づいた訴訟は、解釈の違いによっても異なる場合、さらに裁判となっても司法の判断も異なることがあることはご承知のとおりです。先の見えないこととなくかねません。市として、今からでも清算人との円満解決の道を探り、三方よしの対策をとり、訴えの提起を取り下げを要求して、反対討論いたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、山崎敦志です。

議第42号訴えの提起について、原案に対し、賛成の立場で討論いたします。

原案は、医療法人社団御上会解散後、清算手続において清算人となった元理事長、元常務理事が行った行為について、訴訟を起こす議案であります。

経緯を確認すると、野洲市より御上会が借り入れた債権の返済が見込めない月次決算書が提出され、市長が議会に対し、市貸付債権の放棄を提案、市採用医師、職員給与、7月以降の薬剤先行購入費等を市が負担して、市立野洲病院化へと進んでいます。清算人は医療法人社団御上会の元理事、元常務理事で、最終決算の見込みが好転したと判断し、清算人に託された職務範囲外の行為に出ています。御上会解散前に労働組合より一時金の要望があったことを踏まえ、職員の立場から考えれば、支給は妥当との意見も首肯できる部分もあります。ただ、参考に、一般企業の事業所の清算を参照すると、一定基準を設け、勤続年数で定額を組合員に支給することはあります。しかし、今回の場合、市債権返済の責任を持つべき旧役員にも支給されているとみられます。道理的にも受け入れがたい。

以上の理由により、御上会清算人及び同会常務理事に対し、損害賠償を求める訴えの提起について、賛成といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第42号訴えの提起について、原案に対して、反対の立場で討論します。

議第42号の訴えの提起が議第13号の補正予算に関連していることから、あわせての討論とします。

まず、契約関係からですが、2019年5月29日、市は医療法人社団御上会野洲病院と病院事業等に係る事業譲渡契約を締結しています。譲渡日は同年6月30日。譲渡対価は無償。この無償譲渡の理由としては、御上会野洲病院は持ち分の定めのない特定医療法人であるため、対価の受領者が特定できない。また、市から野洲病院へ多額の融資が行われており、その返済の見込みが立たないこと等から考えて、事業譲渡は無償、それに伴い市は債権の放棄として地域医療振興資金、2019年6月30日現在見込み2億2,556万1,000円について、野洲病院への清算終了時に債権放棄する予定としました。

また、この事業譲渡契約は本市の将来にわたり極めて重要な契約行為であるため、条例を定め、議会の議決も得ています。そこで、改めて事業譲渡契約書を確認してみました。

第16条、譲渡日後の清算手続、その1、清算業務は野洲病院が責任を持って実施することを基本とする。ただし、円滑な事業譲渡のため、双方の協議により行う。

この第16条が今回の訴えの提起に関連していないか、この1を遵守し、清算人は契約どおり8月8日、山仲市長に面談し、今回の退職慰労金の説明、それを受け、市は見解として、8月20日、退職慰労金を御上会が支給するかどうか、野洲市として判断できない。また、野洲市として、退職慰労金について関与しない、関わらない。また、退職慰労金の件は御上会として責任を持って可否決定していただきたいと答弁しました。その見解を受けて、清算人は9月25日、実行に移しています。しかし、2019年12月27日付平柿弁護士の見解書には、御上会解散後の清算手続における清算人による本件退職慰労金の支給について、清算人の職務に含まれるか否かが問題になっているとして、清算人が感情的であり、対話が難しいから法の判断に委ね、訴えの提起を主張しています。

しかし、清算人が譲渡契約どおり、事前に市に相談、現状を報告している時点で、疑義があったのなら、誤解を生むような答弁、対応ではなく、はっきり顧問弁護士も入れて協議をするべきではなかったのでしょうか。だからこそ、そんなイレギュラー対応として、譲渡契約第19条には誠実協議という条項もあります。本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、本契約の趣旨、法令及び慣習に従い、誠意を持って、野洲病院及び市が協議の上、解決を図るものとする。だとしたら、今回の訴えの提起はこの契約内容に反していないのか。残念ですが、今回の市の対応、すなわち訴えの提起は正しい選択肢ではないと思います。

次に、会計関係についてですが、意見書には法律上の問題点として、御上会の定款や規定には退職慰労金の支給に関する定めがない。また、意思決定としての決議された事実もないとしています。しかし、2019年6月30日現在、医療法人社団御上会野洲病院第52期決算報告書、負債の部、未払金2億1,897万7,175円には、今回の退職慰労金5,013万3,729円が含まれています。その内訳は私たちには公表されていませんが、市は把握している中で、だとしたら、決算未払い金に計上されている以上、決算人が支払いを実行しても何ら問題はなく、市が主張しているその根拠が示されていない点は認めますが、訴えの論点、清算人の職務に値する行為であると考えてることに法律上問題は無いと考えます。

そもそも今回の事業譲渡は資産を譲り受ける一方で、市は対価を支払う契約にはなっておらず、無償譲渡、代償として債権放棄をすることとしています。そのこと自体にも私た

ちは反対していましたが、今回の市の選択はもっと理解しがたいと思います。清算人の職務を問題にして、清算放棄はとどまり、清算結了は裁判が終わるまで、この先長く実行されることはないとしながら、他方、市は譲渡契約、第3条関係から譲渡財産等、土地建物、機器、設備等の他に病院運営、医療行為、野洲病院が許可を受けていた病床数、カルテなどの患者情報等も既に譲り受け、現に2019年7月1日から市立病院として開院、営業しており、利益も出ています。この市の行為は、双方にとって誠実な選択とは到底言えないと考えます。ましてや、大きく病院整備事業として捉えても、住民訴訟に引き続き、今度は市が清算人に対して訴えを起こすなどという、決して穏やかでない事業に対して、新病院建設、再入札にあたって、市に対する入札業者の査定はマイナスに動くと考えます。よって、今回の訴えの提起、それに伴う弁護士費用予算に対して、私は反対します。

感情的で対話が難しいのなら、民事調停という選択肢もあります。ましてや意見書の末尾、現職員側に対して、本件退職慰労金の返還請求がなされる可能性があるなどという文言の提示はもっての他であって、事務的な解釈はできても、経営を行う、事業を行う市の人的裁量には大きく欠けると考えます。債権者である野洲市は市民の付託の本意を真摯に受けとめ、今回の訴えは直ちに取りやめ、清算の結了に進むべきとし、私の反対討論とします。

○議長（岩井智恵子君） 第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

議第42号訴えの提起について、賛成の立場で討論させていただきます。

議第42号訴えの提起に対しましてでございますけれども、この案件は人情的に考えますと、本当に否決したい考えも1つはございます。しかし、野洲市のこれからの開けたまちづくりをする上では、まず大事なのがコンプライアンス、要するに法令厳守から見ても見過ごしてはいけないこれは事件であると考えております。むしろこの案件は議会側から出すべきある案件ではないかと私は考えております。皆さんもご存知のように、この日本は法治国家でありますので、政治の枠組みは国会、いわゆる立法院、内閣、行政府、さらには最高裁、司法部のこの3権が互いにチェックし合う三権分立の体制が基本でございます。

このことから、今回の案件は清算人職務の責任を問う案件でありまして、医療法第56条7第1項第1号であります。弁護士の見解では、今回の訴えの提起につきましては、清算人に対しまして訴訟事件、いわゆる損害賠償請求事件は、これは市民の皆様の血税を退

職慰労金名目で金銭を支出したものであります。

冒頭にも申し上げましたように、これ、人情的には訴訟をしたくない案件でありますけれども、議会議員としては本当に判断できない事件であり、司法府に判断を委ねるべきと考えます。弁護士の見解では、清算人から元職員に対しまして、本件の退職慰労金の返還請求がなされる可能性があるとの意見書も出ておりますので、この事件案件が早く解決、いわゆる和解できることを願ひまして、議第42号訴えの提起についての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時5分といたします。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員より、先ほどの討論の修正を求められておりますので、これを許します。

東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 先ほど討論の中で、何か所か私が間違っていましたので、ちょっと訂正いたします。

議第30号の高校生以下の使用料は「200円から400円」と言いましたけれども、「100円から200円」の間違いでした。

それと、議第35号の、私は「セレクト」と言いましたけれども、「レセプト」の間違いです。

もう一つ、申しわけないです。委託料「1,100万円」と言いましたけれども、「1億1,000万円」の間違いでした。訂正いたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、議第2号から議第11号まで、議第13号、議第17号及び議第20号から議第50号まで、令和2年度野洲市一般会計予算他42件について採決を行います。

なお、採決は起立により行いますが、起立をしない者は反対とみなします。

まず、議第2号令和2年度野洲市一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第3号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第6号は、委員長の報告のとおり決すること

に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号令和2年度野洲市水道事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号令和2年度野洲市下水道事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第10号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号令和2年度野洲市病院事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第11号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第13号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第13号)について採決いたし
ます。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第13号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) 起立多数であります。よって、議第13号は、委員長の報告の
とおり可決されました。

次に、議第17号令和元年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1
号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第17号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号野洲市公文書の管理に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第20号は、委員長の報告のとおり決すること

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第21号は、委員長の報告のとおり決することとに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号野洲市商工業振興基本条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決することとに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第23号は、委員長の報告のとおり決することとに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第24号は、委員長の報告のとおり決することとに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議第25号野洲市監査委員条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第25号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議第26号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第26号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議第27号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する等の条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、議第28号野洲市特別会計条例の一部を改正する等の条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第28号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第29号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。議第30号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第31号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号野洲市墓地公園整備基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第32号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号野洲市まちづくり基本条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 36 号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 37 号野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 37 号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 38 号野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 38 号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 39 号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について採決いた
します。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 39 号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 40 号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第40号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第41号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第41号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第42号訴えの提起について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第42号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第43号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市余熱利用施設）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第44号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市農村環境

改善センター) について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第44号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第45号相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第45号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議第46号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第46号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第47号市道路線の認定及び廃止について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第47号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議第４８号新市まちづくり計画(市町村建設計画)の変更について採決いたします。
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４８号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４９号事業契約の変更について(野洲市余熱利用施設整備運営事業)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４９号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第４９号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５０号第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５０号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５０号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第５４号から議第５５号まで、意見書第１号から意見書第３号までについて、日程追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、議第５４号から議第５５号まで、意見書第１号から意見書第３号までについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(岩井智恵子君) 追加日程第1、議第54号から議第55号までについて、令和元年度野洲市一般会計補正予算(第14号)他1件を一括議題といたします。

事務局が議案を朗読いたします。

局長。

○議会事務局長(瀬川俊英君) それでは、朗読いたします。

議第54号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第14号)他補正予算1件。

以上です。

○議長(岩井智恵子君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 長時間にわたってお疲れのところ恐縮ではありますが、それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案といたしましては、補正予算2件の提案でありますので、ご審議をよろしく願っています。

議第54号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第14号)につきましては、歳入歳出予算総額それぞれから178万5,000円を減額いたします。

補正の内容については、旧三上保育園舎解体工事設計誤りに係る損害賠償として、歳出で補償金を、歳入ではその他民生費雑入を58万1,000円追加いたします。さらに、道路維持工事では緊急自然災害防止対策事業として内示があったことから、歳出で工事請負費を、歳入では道路整備事業債を追加いたします。また、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の内示があったことから事業費を減額いたします。

なお、これらに対する歳入の財源調整として繰越金を追加計上いたします。

次の議第55号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第15号)につきましては、繰越明許費を定めます。旧野洲市体育センター解体の際に、アスベスト除去対策を講じる必要が生じた余熱利用施設整備運営事業や国の補正予算を受けて、先に補正予算を計上した校内通信ネットワーク事業など11事業については、年度内に完了が見込めないことから、総額で15億7,020万3,000円を翌年度に繰り越しをいたします。

以上、議案の提案説明といたしますので、ご審議よろしく願っています。

○議長(岩井智恵子君) これより、ただいま議題となっております議第54号から議第

55号までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第54号から議第55号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 異議なしと認めます。よって、議第54号から議第55号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第54号から議第55号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第54号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第14号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議第55号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第15号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後3時37分 休憩)

(午後3時45分 再開)

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第2）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第2、意見書第1号から意見書第3号まで、自家増殖を原則禁止する種苗法改正の取りやめを求める意見書（案）他2件を一括、議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第1号について、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

今回提出させていただきましたのが、自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書（案）でございます。

これは本年3月3日に閣議決定されまして、今国会に提出されております種苗法改正法案についてのものです。

大きく4点ありまして、何が問題かというところかといいますと、まず1つ目ですけれども、現行法では原則認められてきた登録品種の自家増殖というものを許諾性という形で一律禁止する改正法案となっておりますということ。これによって、許諾料というものが発生したり、非常に複雑な事務手続が発生するなど、現場の混乱を招くと共に、小農の権利宣言とかそういったものにも反するものであるということ。

そして2点目は、農水省は、この改正が日本国内で開発された品種の海外流出防止のためのものであるというふうに強調しているんですけども、これは全くそうではなくて、農水省も有効な対策は海外での品種登録のみにてそれを守ることができるということを公式に発言しております。ですので、この論理は破綻しているということになります。

3つ目としましては、今回、固定種（一般品種）など、育成者権の対象外としておるわけですけれども、今回の法案では、裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するというふうにされておまして、これが非常に育成権者にとっては有利である一方で、農家を萎縮させたり、多様な種子や食文化が失われる可能性につながっているということが言えます。また、特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化、これは海外でもよく起こっていることですが、こういったことが日本でも起こり得るという懸念がなされております。

そして4点目ですけれども、こうして気候変動が激しい中で種の多様性をなくすということは、食料安全保障の観点からも逆行しているということが言えます。

その4点におきまして、やはり地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正を取りやめることを強く求めるものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第2号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私はカジノ汚職の徹底解明、カジノ解禁の廃止を求める意見書（案）を皆さんに提案をしたいと思っております。

皆さんもよくご承知のとおり、このカジノの誘致に際しまして、逮捕者が出ております。自民党所属でありました秋元司衆院議員が逮捕されました。この他にも5人の衆院議員に100万円が賄賂として渡っていたということも明らかになりました。このカジノを誘致に関しましては、海外の大企業、そちらの企業が日本に進出しようとして、あらゆる手を使って各地に誘致しようということをしております。そのために醜い癒着というのが起きて始めております。

このカジノ法案、実質国会でわずか6時間で審議され、強行採決されました。これはカジノというのは、賭博ということだけでなく、黒い資金の洗浄、または贈収賄の舞台になるということは過去からも言われてきました。

今回の汚職というのは世界第2のカジノ市場をこの日本につくろうというものです。海外カジノ企業の動きと結び付いたもので、その背景に利権構造を洗いざらい明らかにすると共に、カジノの解禁というのは撤回すべきです。カジノは世界各国に点在していますが、地域では大変犯罪とか社会的問題も起こしています。そういったことから日本にこのカジノ産業というのは必要ないということから、カジノの汚職の徹底解明と解禁の廃止を求めるといった意見を皆さんに提案させていただきまして、皆様の賛同を得たいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第3号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 意見書第3号「全世代型社会保障検討会議」の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書（案）の説明をいたします。

全世代型社会保障検討会議の中間報告は、75歳以上の高齢者医療の負担を一定所得以上の人は、医療費の窓口負担割合を1割から2割にすると打ち出しています。2022年度から実施できるようにしています。また、負担能力に応じた負担をと言いつつ、大企業や富裕層に応分の負担を求めるのではなく、75歳以上の所得の低い層に負担を求めて

いるのは恣意的な議論と言わざるを得ません。

また、今回、社会保障改革の最大の特徴は従来の社会保障改革に雇用改革を組み入れている点です。生涯現役社会と称し、高齢になっても可能な限り働き続けることを求め、年金制度などをそれらに合わせようとしています。また、雇用の選択を広げていくとしていますが、労働者が長時間労働に追い込まれ、兼業、副業の推進を図ることも記載されています。

2022年には団塊の世代が75歳以上の高齢者となることから、現役世代の負担が大きく上昇すると世代間対立をあおるような主張が繰り返されており、年金、医療、介護など、社会保障全般において負担増、給付削減が検討されています。政府がやるべきは国民に負担を押し付けるのではなく、税のあり方を見直し、財源を確保すること、そして憲法25条の精神に立って、社会保障の切り捨てをやめ、安心して生活できる社会保障に切り替えることこそ求められると思います。

以上の点から、この意見書を提出するものです。皆さんの議員各位の賛同をよろしくお願ひします。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩をいたします。

（午後3時55分 休憩）

（午後4時02分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己です。

「全世代型社会保障検討会議」の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書（案）について質疑をいたします。

絞り込んで聞きますので、正確にお答えをいただきたいと思います。文中の75歳以上の所得の低い層とはどの層を指すのか、教えて下さい。

○議長（岩井智恵子君） 第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 東郷克己議員の質疑にお答えします。

75歳以上の所得の低い人とは、年金だけで生活している人が75歳以上の方はほとんどであります。

○議長（岩井智恵子君） 発言は30分3回までとなっておりますが、東郷克己議員、いかがですか。東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 再質問いたします。

国会の答弁と違うので、聞かれたことに素直に答えていただきたいと思います。75歳以上の所得の低い層とはどのような層を指すのかを聞いております。もうこのやりとりをしても期待する答えは返ってこないと思いますので、先、言ってしまう。この文案からそんたくしますと、75歳以上の所得の低い層とは75歳以上の方全般を指していると思われれます。しかし、この文を素直に読めば、75歳以上の所得の低い層というふうに書かれると、75歳以上の方々の中で所得の低い層かというふうに普通は捉えられると思います。そうすると、この意見書（案）に出してきてある、中間報告に記載されている75歳以上の後期高齢者の負担を一定所得以上の人は窓口負担割合を1割から2割に増やすという、一定、所得以上の人ということと所得の低い層だけに負担を求めるということは矛盾をすることになります。

こういう文書を出さないでいただきたい。譲って考えても、両方の解釈をできる部分もありますが、もう答えを言ってしまうえば、例えば現役世代に比べて所得が低い75歳以上の層だけに負担増を求めるのはというふうに書かれているのであれば、この一定所得以上の、冒頭の1割から2割にも矛盾しないし、この提案者が言っている数字も通りますが、この文章では甚だ誤解を招く文章になっております。反省の弁をお聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 第15番、東郷正明議員、今の質問に対しまして、お答えはいかがですか。

暫時休憩いたします。

（午後4時07分 休憩）

（午後4時09分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） お答えします。

一定所得以上というのは370万円以上で、370万円以下の人に対して1割から2割負担になります。

○1番（東郷克己君） ふざけているんですか。聞かれていることと全然違うことを答えているんです。そんなとこ、聞いてないですよん、こういうこと。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員、続けていただけますか。

○15番（東郷正明君） 75歳以上の所得、ここに低い層だけにとありますけれども、75歳以上でも所得の一定以上ある方もあります。その中で所得の低い人に負担を負うということです。

○議長（岩井智恵子君） もう最後ですけど。

○1番（東郷克己君） 確認のためにお聞きいたします。今の説明ですと、75歳以上全般の方々のことを言っているんじゃないなくて、一定以上の所得のある人の中でも低い人がいるというふうに指摘をしているということでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩井智恵子君） 第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） はい、そのとおりです。

○議長（岩井智恵子君） 以上でもって通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第3号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第3号までについて討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、意見書第1号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、意見書第1号の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書（案）について、賛成の立場で発言いたします。

自家増殖とは、購入した種子や苗を利用して育て、収穫したものの中から形状や品質のよいものを選んで、翌年の種や苗として再利用することであり、現在は原則自由で、農家で広く行われております。国は登録品種に限って、自家増殖を原則禁止とし、自家増殖す

る場合は育成者にお金を支払う許諾制にしようというものです。現在流通している品種の多くは一般品種で、今回の種苗法改定で、自家増殖禁止にするのは登録品種だけだから、ほとんどの品種はこれまでどおり自家増殖できると説明されております。

しかし、種子法廃止のときに並行して省令で自家増殖禁止の対象を増やし、さらに種子の販売時に契約によって自家増殖を禁止するその品種も増やしております。何よりも農民の自家増殖を制限するという今回の種苗法改定は、種はみんなのものという趣旨の公共性を根本から翻し、種子のアグリビジネス化、これは世界の大手多国籍化、多国籍化学企業、このビジネス化へと道を開く大改悪となります。今回の種苗法改定は農民に自家増殖を禁止し、登録品種は全て購入をさせることで、種子を企業のビジネスの対象にすることが狙いであり、日本を世界で一番活動しやすくするアベノミクスの一環であり、趣旨の公共性を多国籍企業に売り渡そうとするものです。

このような種苗法改定は、家族農業を守り育てることと相入れないものであり、意見書（案）に賛成の立場での討論といたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に意見書第3号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。

意見書第3号「全世代型社会保障検討会議」の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書（案）に対して、反対の立場で討論いたします。

少子高齢化の克服で、年齢にかかわらず、学び働くことができる環境を整備すれば、生産年齢人口が減少する中でも就業者数を維持できると書いていることです。これは従来、政府厚生労働省文書が繰り返してきた高齢社会危機論、高齢者を支える生産年齢人口が減少することを過度に強調の事実上の否定と言えます。平成29年、厚生労働白書は高齢者1人を支える現役世代の人数は大きく減少しているが、労働参加が進んだ場合、非就業者1人に対する就業者の人数は増加する可能性を指摘していました。中間報告の記載はそれの追認と言えます。医療、予防、介護の改革で一番特徴的なことは、国民会議報告書の医療、介護分野の改革が打ち出した医療と介護の一体的な改革が消えて、医療と介護が分離され、医療、予防、介護となり、しかも介護の大半が介護予防であることであります。この背景には、介護予防について保険者や自治体へのインセンティブを付与、強化すれば、医療費や介護費を抑制できるとのエビデンスに基づくことのない期待、幻想があると思います。

医療改革の前半の医療提供体制の改革は、既存の改革の羅列で新味はありません。このことは、医療提供体制の改革は従来どおり地域医療構想と地域包括ケアが2本柱であることを示唆しております。注目すべきは国民会議報告書と同じく、かかりつけ医の役割が強調されるだけでなく、新たに地域密着型の中小病院、診療所のあり方も踏まえ、外来機能の明確化とかかりつけ医療機能の強化を図ることが不可欠と書かれたことであります。地域密着型の中小病院という表現を常用していますが、政府、厚生労働省の公式文書でこの表現が用いられたのは初めてだと思います。この表現は第2回検討会議の有識者ヒアリングで、横倉義武日医会長が用い、それが中間報告に採用されたのだと思います。

この意見書には対案が示しておらず、ただ反対であることだけを述べておられます。これからの少子高齢化社会をどう乗り越えるかが問われております。

以上のことから、「全世代型社会保障検討会議」の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書（案）に対して、反対討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は意見書第3号「全世代型社会保障検討会議」の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書（案）に賛成の立場で発言いたします。

社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討するとして、全世代型社会保障検討会議が設置されました。この検討会議は財界と政府が推し進める医療、介護、年金などで負担増と給付減をはじめとした社会保障の改悪を加速させようとするものです。

全世代型社会保障検討会議が発表した中間報告では、自助、公助で自己責任を基調に露骨に社会保障の解体をしようとする内容になっています。本来、社会保障、社会福祉を拡充するのは国の責任であり、営利企業の参入を許して解決するものではありません。検討会議は今年の6月を目処に最終取りまとめが行われ、引き続き2020骨太方針で、社会保障解体の総仕上げを行おうというものです。

その最たるものとして、年金改革法案では年金の支給開始年齢の上限を75歳まで引き上げる、厚生年金のパート労働者適用事業者規模拡大など、在職老齢年金制度の見直しです。一億総活躍社会で、少子高齢化だから、人手不足を女性、高齢者、外国人を安い賃金で補おうとしています。2019年度の金融庁資料では、年金だけでは老後の生活に2,000万円足りない、マスコミも便乗して年金不安があおられました。一方、マクロ経済スライドの発動で年金給付額は年々低くなっています。医療、介護の改悪は高齢者の生

活を脅かし、生活保護を利用する高齢世帯を増やしています。

こうして働かざるを得ない状況を政府がつくり出しています。働かざるを得ない高齢者や女性の賃金を抑えて、安い働き手をつくり出し、働き方改革でなく、働かせ方改革に他なりません。国がやるべきは社会保障の削減や給付減額でなく、憲法25条が保障している健康で文化的な生活を営む権利の保障であり、若者も高齢者も安心できる社会保障の抜本的な拡充です。

以上のことを述べまして、意見書（案）に対しての賛成討論といたします。議員各位の賛同、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己です。

「全世代型社会保障検討会議」の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書（案）に反対の立場で討論をいたします。

少子高齢化の進行は国家的な、そして避けることのできない重要課題です。その具体の1つが社会保障費の著しい増大であり、制度を適切に見直し、医療、介護、年金制度を持続可能なものにしていくことが必要です。今般の全世代型社会保障検討会議中間報告は、こうした喫緊の課題に対する真摯な検討からの報告であり、今、求められる改革の方向性が示されているものと評価をしています。

意見書（案）では、社会保障改革に雇用改革を組み入れ、働き続けることを求め、年金制度をそれに合わせていこうとしている。現役世代の負担が大きく上昇すると、世代間対立をあおるような主張などと批判し、今やるべきは税のあり方を見直し、財源を確保すること、社会保障の切り捨てはやめ、安心して生活できる社会保障に切り替えることとくくっています。

これらは高齢人口の増加により年々増加する一方の社会保障費と支え手の減少という根本的問題から目を背け、さらに働き続けることを求めと一くくりに批判し、元気で意欲のある高齢者が大勢おられるという側面を無視、軽視しています。今後ますます加速する社会保障費の増大には触れず、負担部分のみを強調することこそ恣意的な議論です。また、改革の具体例や財源に全く触れることなく、安心して生活できる社会保障に切り替える、あるいは拡充を求めることは社会保障費を含む予算決算の審議、承認をはじめ、市政に責任を負う議会としてふさわしくありません。

以上のことから、全世代型社会保障検討会議の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本

的な拡充を求める意見書（案）に反対いたします。各位のご理解をお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第2号カジノ汚職の徹底解明、カジノ解禁の廃止を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書案第2号は否決されました。

次に、意見書第3号「全世代型社会保障検討会議」の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より、直ちに関係機関に提出をいたします。

暫時休憩をいたします。再開時刻を4時45分といたします。

(午後4時30分 休憩)

(午後4時45分 再開)

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷克己議員より発言を求められておりますので、これを許します。

東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 先ほどの意見書の質疑の時間に少々興奮してしまいまして、東郷正明議員に対して不適切な発言をしてしまいました。おわびして訂正いたします。どうも失礼しました。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

次に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 令和2年第2回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る2月26日から本日に至りますまで23日間でありました。令和2年度当初予算をはじめ、多くの重要案件につきまして、慎重にご審議の上、全てをお認めいただきました。誠にありがとうございました。

本定例会の代表質問、一般質問、また議案質疑を通じまして、野洲市民病院整備事業、都市計画事業、健康福祉施策、教育施策など、さまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯かつ建設的に受けとめ、今後のまちづくりに生かしてまいります。また、お認めをいただきました新年度予算に基づき、市民の皆様、また職員と力を合わせまして、野洲の元気と安心を伸ばす取り組みを一層進めてまいります。

特に重点事業といたしまして、去年7月に開院をいたしました市立病院の運営の健全化に引き続き取り組むと共に、令和5年度中の新病院の開院に向けまして、実施設計の修正業務などを進めてまいります。

また、温水プールやスポーツジムなどを備えた本年7月に開所予定の野洲市健康スポーツセンターを通じまして、市民の健康づくりの機会を提供し、スポーツの振興を図ってまいります。

総合体育館の大規模改修や新たな発達支援センターの施設整備とコミュニティセンターぎおうの大規模改修工事の基本設計に着手すると共に、災害対応時に情報伝達が多様かつ迅速に行えるよう防災行政無線の更新、さらには都市計画マスタープランの改定、都市公

園の整備計画等についても取り組みを進めてまいります。

その他、国道8号野洲栗東バイパス、県道大津湖南幹線、また治水施策などにつきましても、引き続き力を注いでまいります。

また、国史跡指定を受けました永原御殿跡の保存整備と活用、イベントでは恒例の夏の花火大会と秋のオクトーバーフェストにつきましても取り組んでまいります。また、たちまちの課題といたしましては、新型コロナウイルスの対策につきましても、的確な対応を進めてまいります。

最後に、議員の皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、新型コロナウイルスはまだ峠を越えておりません。予断を許さない状況でありますので、健康にご自愛の上、市民福祉の向上と市発展のために一層のご活躍をいただきますことをお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、令和2年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。（午後4時49分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年3月19日

野洲市議会議長 岩井智恵子

署名議員 工藤義明

署名議員 野並享子